

令和2年5月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年(㊦)第14号 政務活動費返還請求控訴事件 (原審・金沢地方裁判所平成30年(㊦)第3号)

口頭弁論終結日 令和2年3月4日

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用及び当審における補助参加によって被控訴人補助参加人らに生じた費用は、いずれも控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

#### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、原判決別紙1ないし13の各表題記載の各金沢市議会議員に対し、同各「充当額」欄の末尾に記載の各金額の金員及びこれに対する平成29年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

#### 第2 事案の概要等 (以下、略称は原判決のそれによる。)

- 1 本件は、金沢市の住民である控訴人が、同市議会の議員らが平成28年度に金沢市から交付を受けた政務活動費の支出の一部について、原判決別紙1ないし13の各「充当額」欄記載の各支出(本件各支出)は、違法であり、上記議員らは、同市に対し、違法に支出された上記各金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被控訴人がその返還請求を怠っているとして、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、上記議員らに対して上記不当利得の返還及びこれに対する平成29年5月1日(平成28年度政務活動費収支報告書の提出期限の翌日)から支払済みまで年5分の割合による民法704条本文所定の法定利息又は遅延損害金の支払

を請求すべきことを求める事案である。

原審が、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

- 2 法令等の定め、前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決19頁9行目の次行に次を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。控訴人の当審における他の主張は、原審における主張の繰り返しか、又は独自の見解に基づく主張であり、いずれも採用することができない。

「控訴人は、本件手引きは条例でも法令でもないから斟酌すべきでない旨主張するところ、本件手引きの作成経緯については次のとおり認めることができる。すなわち、金沢市議会においては、従来金沢市議会政務調査費の交付に関する条例を受けて、その規則で政務調査費の使途基準を定めたうえ、金沢市議会の政務調査費改革検討会で検討し、代表者会議の了承を得て、金沢市議会政務調査費運用の手引きが作成されていたところ、法の一部改正を受けて、平成24年12月、上記条例を改正して金沢市議会政務活動費の交付に関する条例を制定するにあたって、政務調査費の使途基準を政務活動費を充てることのできる経費の範囲として条例で定めることとしたが、法制執務の関係から、上記規則別表の各項目に記載されていた使途基準の例示を条例で規定することができなかつたことから、上記政務調査費運用の手引きに上記例示をも盛り込んで、本件手引きとしたことが認められる（乙1）。以上の本件手引きの作成経緯に照らすと、本件手引きは、条例及び規則を基にその細則として、相当な手続を踏んで金沢市議会議員の総意に基づいて作成さ

れたものということができ、条例もしくは規則に準じる、その下位の規範として一定の効力を認め得るものというのが相当である。したがって、本件手引きは、これに記載されているからといって直ちに本件使用基準に適合すると認められるわけではないが、本件使用基準に適合するか否かの判断にあたって、法及び本件条例に照らして不合理といえない限り、これを参酌することは相当というべきである。」

- 2 よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 田 中 寿 生

裁判官 細 川 二 朗

裁判官 峯 金 容 子

(別紙)

当 事 者 目 録

金沢市	
控 訴 人	
金沢市広坂1丁目1番1号	
被 控 訴 人	金 沢 市 長 山 野 之 義
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	向 峠 仁 志
金沢市不動寺町ホ128番地	
被 控 訴 人 補 助 参 加 人	前 誠 一
金沢市諸江町上丁127番地1	
被 控 訴 人 補 助 参 加 人	澤 飯 英 樹
上 記 2 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	堀 口 康 純
同	犬 塚 雅 文
金沢市八日市出町188番地7	
被 控 訴 人 補 助 参 加 人	中 川 俊 一
金沢市疋田2丁目129番地	
被 控 訴 人 補 助 参 加 人	麦 田 徹
上 記 2 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	柴 田 未 来
金沢市田上本町4丁目1番地	タガミマンションC303
被 控 訴 人 補 助 参 加 人	小 間 井 大 祐
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	北 村 勇 樹
金沢市上荒屋5丁目26番地	
被 控 訴 人 補 助 参 加 人	秋 島 太
金沢市近岡町108番地7	
被 控 訴 人 補 助 参 加 人	源 野 和 清
金沢市西大桑町1番12号	

被控訴人補助参加人 金沢市深谷町ニの75番地1	坂 本 泰 広
被控訴人補助参加人 金沢市野田町ヲ7番地2	清 水 邦 彦
被控訴人補助参加人 金沢市金石本町口17番地3	松 井 純 一
被控訴人補助参加人 上記6名訴訟代理人弁護士	宮 崎 雅 人 山 村 三 信

これは正本である。

令和2年5月20日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 谷口

章

